

平成29年度

市民活動支援補助金

評価表 NO.

4

所管部課名	地域政策課		担当者	橋口 武司					
事務事業名	市民活動支援事業費								
根拠法令	薩摩川内市市民活動支援補助金交付要領								
補助経過年数	1年以上5年以下								
平成29年度 予算額	国県支出金 7,800千円	一般財源 千円	その他 千円	7,800千円	その他の内容				
	指標名		目標値	目標年度					
成果指標①	市民活動団体数（支援補助金を活用し、活動が活発化する団体）		30	平成34年度					
成果指標②	活動団体の広域化		全地域	平成34年度					
補助対象者	市民（活動の拠点が市内にあり、かつ、市内において活動を行っている構成員が5名以上で過半数が本市に住所を有する団体）								
補助対象経費	賃金・人件費（ステップアップコースでは対象外）、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料・賃借料、原材料費、備品購入費（ステップアップコースでは対象外）、その他市長が認める経費								
補助対象事業・活動の内容	補助対象団体自らが企画し、立案し、及び実施する市民活動で、その内容、時期、経費等が当該補助対象団体の目的を達成するために適当であると市長が認めた事業 ・スタートアップコース：これから活動を開始する又は活動間もない団体（概ね3年未満）が実施する事業に対して、初期段階で補助するもの ・ステップアップコース：団体がこれまでの活動を発展させるために新たに実施する又は拡大する事業に対して、補助するもの								
分類	□運営補助のみ	□事業補助のみ	■運営補助と事業補助の両方	□その他					
補助金額又は 補助率	・スタートアップコース（補助金額上限20万円）補助率8割・7割・5割 ・ステップアップコース（補助金額上限100万円）補助率8割・6割・5割・3割								
上記項目の 積算方法	外部による選考委員会及び公開プレゼンテーション・公開ヒアリングにより採択								
補助 過を 受け かる 年事 の業 決(へ 算團 状体) 況等の 等の	項目	平成26年度		平成27年度					
		金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）				
	自己資金	3,617,416	38.2%	3,188,875	41.7%				
	会費収入	1,607,911	17.0%	1,327,604	17.4%				
	事業収入	1,823,119	19.2%	1,693,626	22.2%				
	寄付金・その他助成	186,386	2.0%	167,645	2.2%				
	市補助金	5,854,000	61.8%	4,452,000	58.3%				
		0.0%		0.0%	0.0%				
	(前年度繰越金)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%				
	計	9,471,416	100.0%	7,640,875	100.0%				
支 出	事業費	8,742,909	92.4%	6,891,993	91.9%				
	人件費	249,390	2.6%	116,500	1.6%				
	その他事務費	471,117	5.0%	490,852	6.5%				
		0.0%		0.0%	0.0%				
		0.0%		0.0%	0.0%				
		0.0%		0.0%	0.0%				
	(翌年度繰越金)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%				
	計	9,463,416	100.0%	7,499,345	100.0%				
	支出計/前年度支出計			79.2%	91.3%				
	自己資金/前年度自己資金			88.2%	91.3%				
特 記 す べき 事 項 等	翌年度繰越金/市補助金	0.0%		0.0%	0.0%				
	交付件数	25		19	18				
	成果指標の推移①	25		19	18				
	成果指標の推移②	6		9	9				
	【前回評価】平成26年度「現状のまま継続」	補助の対象となる事業について、地域の子ども育成会の活動と同じような事業は特定の受益者に偏っているのではないか。補助対象の公益性について、もう少し調べる必要があると考える。							
【前回評価への回答】公益性は、審査基準項目の一つになっている。外部委員による選考委員会で審査を行い、補助を決定している。公開プレゼンやヒアリングでは、審査だけではなく委員から公益性を高めるためのアドバイス等もあり、団体の育成にも繋がっている。									
【事業のPR方法】広報誌およびHPで補助事業活用団体の募集や活用事例を紹介。事業の採択状況を本市HPで公表している。									
【費用対効果】共生・協働のまちづくりの推進に寄与しており、十分な効果がある。									
【補助事業以外での事業】市民活動ネットワーク会議									

〈補助金の視点別評価〉		【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】		
要件	項目	評価	評価した内容についての説明	
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	公益的活動を行う市民活動団体等の実施する事業に対して補助金を交付することで、各団体の活動が促進されることになり、市民との共生・協働によるまちづくりの推進に寄与している。	
必要性	<p>次のいずれかに該当するものである。</p> <p>① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。</p> <p>② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。</p>	A	公益的活動を行う市民活動団体等は地域づくりの担い手であり、各団体等の育成や活動を支援することは市民との協働によるまちづくりを進めるうえで必要であると認められる。	
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	公益的活動を行う市民活動団体等が地域活性化のために自ら企画し、実施主体となって自主的に実施される事業であり、補助金により活動の規模や質が拡充することで、効果を上げることができる。	
適格性及び妥当性	<p>① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。</p> <p>② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）</p>	A	市民活動団体等が持つ専門性や強みを発揮でき、行政がすぐに対応できない困難な公益的活動を展開することができる。	
	<p>③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。</p>	A	賃金・人件費や備品購入費など経常経費になるものは制限や対象外にしている。 また、段階的に補助率をさげているほか、補助回数や補助期間を制限している。	
	<p>④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。</p>	A	同じ市民活動団体等が繰り返し、長期間補助を受けることがないように、段階的に補助率を下げているほか、補助回数や補助期間を制限している。	
	<p>⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。</p>	A	市民活動団体等が実施主体となって自主的・自立的に事業を実施するためには、各団体が自ら企画・実施する事業への補助金交付が最も妥当である。	
	<p>⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。</p>	A	公平性を確保するため、募集要項を定め補助対象事業を募集している。外部による選考委員会による書類審査や公開ヒアリング・プレゼンテーションの実施により、補助対象事業を決定している。	
	（補助金の見直し結果）			

内部評価（一 次）結果	<p>『今後の改革の方向性』</p> <p>■現状のまま継続</p> <p>□見直しの上で継続</p> <p>⇒今後の方向性□拡大 □他の補助金と統合</p> <p>□補助内容の改善 □縮小 □移管</p> <p>□休止</p> <p>□廃止</p> <p>『上記方向の理由』</p> <p>様々な市民活動団体等の活動の活発化が、市民との共生・協働によるまちづくりの推進に寄与し、薩摩川内市の活性化にも繋がると考えるので現状のまま継続していきたい。</p> <p>『改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画』</p> <p>補助金に頼らない団体の育成に取り組んでいく。</p>	外部評価結果	<p>『視点別評価』</p> <table> <tr> <td>公益性</td><td>⇒</td><td>□高い</td><td>□低い</td></tr> <tr> <td>必要性</td><td>⇒</td><td>□高い</td><td>□低い</td></tr> <tr> <td>有効性</td><td>⇒</td><td>□高い</td><td>□低い</td></tr> <tr> <td>適格性・妥当性</td><td>⇒</td><td>□高い</td><td>□低い</td></tr> </table> <p>『今後の改革の方向性』</p> <p>□現状のまま継続</p> <p>□見直しの上で継続</p> <p>⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合</p> <p>□補助内容の改善 □縮小 □移管</p> <p>□休止</p> <p>□廃止</p> <p>『まとめ』</p>	公益性	⇒	□高い	□低い	必要性	⇒	□高い	□低い	有効性	⇒	□高い	□低い	適格性・妥当性	⇒	□高い	□低い
公益性	⇒	□高い	□低い																
必要性	⇒	□高い	□低い																
有効性	⇒	□高い	□低い																
適格性・妥当性	⇒	□高い	□低い																

薩摩川内市市民活動支援補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市企画政策部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第98号）第2条の表に掲げる薩摩川内市市民活動支援補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要領は、地域活性化のために自ら企画して、公益的活動を行う市民活動団体等の実施する事業に対して、補助金を交付し、もって当該団体等の育成や活動の促進を図るとともに、市民との共生・協働によるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(補助金の種類及び交付回数)

第3条 この補助金には、次の2コースを設けるものとする。

- (1) スタートアップコース これから活動を開始する又は活動期間が概ね3年末満の市民活動団体等（以下「活動間もない団体等」という。）が実施する事業に対して、初期段階での補助を行うコース
 - (2) ステップアップコース 市民活動団体等が、これまでの活動を発展させるために新たに実施する又は拡大する事業に対して補助を行うコース。ただし、活動間もない団体等が、ステップアップコースから申請を行うことはできるものとする。
- 2 補助金の交付回数は、同一団体につき、スタートアップコース及びステップアップコースを通算して5回を限度とする。ただし、ステップアップコースから申請を行った団体が、スタートアップコースへ移行することはできないものとする。

(補助対象団体)

第4条 補助金の交付対象となる市民活動団体（以下「補助対象団体」という。）は、次に掲げる全ての要件に該当する団体とする。

- (1) 5名以上の者で構成され、その過半数が本市に住所を有する者であること。
 - (2) 活動の拠点が市内にあり、かつ、市内において活動を行っていること。
 - (3) 公益の増進に寄与する活動を行う任意団体又は特定非営利活動法人等であること。
 - (4) 規約その他これに類するものを有し、責任者が明確で、団体として独立した経理を行っていること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は、補助の対象としない。
- (1) 地区コミュニティ協議会、自治会その他これらに類する団体
 - (2) 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成すること（以下「宗教活

動等」という。) を目的とする団体

- (3) 特定の政党若しくは公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職にある者(候補者を含む。)を支持し、又は反対すること(以下「政治活動等」という。)を目的とする団体
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団員が構成員に含まれる団体若しくはその暴力団員の統制下にある団体
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者が構成員に含まれる団体
(補助対象事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象団体自らが企画し、立案し、及び実施する別表第1に掲げる市民活動に該当する事業で、その内容、時期、経費等が当該補助対象団体の目的を達成するために適当であると市長が認めた事業とする。ただし、補助金の交付を受ける日の属する年度の4月1日以降に開始し、翌年の3月31日までに終了する事業に限る。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助の対象としない。

- (1) 営利を目的とする事業又は宗教活動等若しくは政治活動等に該当する事業
- (2) 国又は地方公共団体との共催による事業
- (3) 国、地方公共団体又は民間団体等の他の制度による補助、助成又は委託を受けている事業
- (4) 事業の実施による主たる効果が、市外で生じる事業
- (5) 事業の実施による効果の及ぶ範囲が、その団体の構成員に限定される事業
- (6) その他公序良俗に反する等、補助対象事業として適当でないと認められる事業
(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費のうち別表第2に掲げる経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは、補助の対象としない。

- (1) 団体の経常的な管理運営経費(事務所の賃借料、光熱水費等)
- (2) 団体の構成員による会合の飲食及び親睦に要する経費
- (3) 団体の構成員に対する人件費、謝礼等(別表第2に掲げるものを除く。)
- (4) 記念品、金券等の購入経費
- (5) 不動産の取得等に要する経費
(スタートアップコースの補助)

第7条 スタートアップコースの補助額は、次の各号に掲げる回数に応じ、当該各号に掲げる額とする。ただし、20万円を上限とする。

- (1) 1回目 補助対象経費に10分の8を乗じて得た額

- (2) 2回目 補助対象経費に10分の7を乗じて得た額
- (3) 3回目 補助対象経費に10分の5を乗じて得た額

2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(ステップアップコースの補助)

第8条 ステップアップコースの補助額は、次の各号に掲げる回数に応じ、当該各号に掲げる額とする。ただし、100万円を上限とする。

- (1) 1回目 補助対象経費に10分の8を乗じて得た額
- (2) 2回目 補助対象経費に10分の6を乗じて得た額
- (3) 3回目 補助対象経費に10分の5を乗じて得た額
- (4) 4回目 補助対象経費に10分の3を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費から補助対象事業の実施に伴って得られる収入を差し引いて得た額が、前項の規定により算出した額より低いときは、補助対象経費から補助対象事業の実施に伴って得られる収入を差し引いて得た額を補助額とする。ただし、100万円を上限とする。

3 前2項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象事業の公募)

第9条 市長は、市民活動団体等に対する支援を公平に実施するため、補助対象団体が実施する補助対象事業に関し、募集要項を定め募集するものとする。なお、募集要項には、補助対象事業の募集期間、審査方法及び審査基準等を記載するものとする。

2 補助対象団体は、前項の規定による募集に応募しようとするときは、市長が定める期日までに、次の各号に定める書類（以下「提案書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 薩摩川内市市民活動支援補助金申込書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 事業収支計画書（様式第3号）
- (4) 団体に関する調書（様式第4号）
- (5) 団体構成員名簿（様式第5号）
- (6) 他の制度による補助、助成又は委託事業の申請状況（様式第6号）
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助対象事業の決定及び結果通知)

第10条 市長は、前条の規定による提案書の提出があったときは、別に定める薩摩川内市市民活動支援補助金選考委員会（以下「選考委員会」という。）による書類審査を行うとともに、スタートアップコースにあっては、選考委員会による公開ヒアリングを、ステップアップコースにあっては、選考委員会による公開プレゼンテーションを併せて実施し、その意見を参考にして補助対象事業を決定する。

2 市長は、前項の規定による選考結果を、市民活動支援補助金選考結果通知書（様式第7号）により、市民活動団体等に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第11条 前条の規定により補助対象事業として決定通知を受けた補助対象団体は、市長に市民活動支援補助金交付申請書（様式第8号。以下「交付申請書」という。）を提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第12条 市長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付をすることが適当であると認めたときは、速やかに当該補助金の交付を決定し、その旨を市民活動支援補助金交付決定通知書（様式第9号）により、補助対象団体に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付目的を適正に達成するため必要があると認めるときは、必要な条件を付することができる。

（補助金の実績報告）

第13条 補助対象団体は、補助対象事業完了後15日以内又は補助対象事業年度の3月31日のいずれか早い日までに、市民活動支援補助金実績報告書（様式第10号。以下「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業収支精算書（様式第11号）

(2) 事業自己評価書（様式第12号）

(3) 領収書又はその写し

(4) 事業に関するパンフレット、チラシ、記録写真等の当該補助対象事業に関する資料

2 市長は、補助対象事業の活動状況等について、別に定めるところにより報告会を開催することができる。

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、実績報告書を受理したときは、関係書類の審査又は必要に応じて行う実地調査等により、その報告に係る補助対象事業の実績が補助金の交付決定の内容、これに付した条件及びその他市長が指示した事項に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、当該交付すべき補助金の額を確定し、当該補助対象団体に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、市民活動支援補助金確定通知書（様式第13号。以下「確定通知書」という。）により行うものとする。

（補助金の交付請求）

第15条 補助対象団体は、確定通知書を受理したときは、補助金の交付を請求することができる。

2 補助金の交付を請求しようとする補助対象団体は、市民活動支援補助金請求書（様式第14号）により、市長に請求しなければならない。

(補助金の概算払)

第16条 補助金の交付決定を受けた補助対象事業について、補助金の概算払を受ける必要がある補助対象団体は、市民活動支援補助金概算払申請書（様式第15号）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときはその内容を審査し、補助金を概算払することが適当であり、かつ、財政経理上支障がないと認めたときは、当該補助金の交付決定額の範囲内において交付することを決定し、その旨を市民活動支援補助金概算払決定通知書（様式第16号）により、補助対象団体に通知するものとする。

3 前条の規定は、補助金の概算払について準用するものとする。この場合において、同条第1項中「確定通知書」とあるのは「第16条第2項の規定による通知」と読み替えるものとする。

(補助金の交付)

第17条 市長は、第15条の規定により補助金の交付請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し又は返還)

第18条 市長は、補助対象団体が次の各号のいずれかに該当する行為をしたと認めるとときは、当該補助金に係る交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 補助金をその目的以外の用途に使用したとき。
- (2) 当該補助金の交付決定の内容、これに付した条件及びその他市長が指示した事項に違反する行為をしたとき。
- (3) 交付申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は補助対象事業の実施について不正の行為をしたとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この要領に定める事項に違反する行為をしたとき。

(補助金の見直しの期間)

第19条 条例第4条第1項の規定により、市長が定める期間は3年とする。

(補助金の効果の測定)

第20条 条例第4条第2項第1号で定める効果は、市民との協働によるまちづくりのため、地域の特性や資源を活かした地域づくりに取り組む市民活動団体等の増加数及び住民の参加数を用いて測定するものとする。

(情報公開)

第21条 市民活動団体等から提出された書類等の内容は公表し、市民に周知するものとする。

(その他)

第22条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

(薩摩川内市市民活動促進補助金交付要領の廃止)

2 薩摩川内市市民活動促進補助金交付要領（平成23年4月1日施行）は、廃止する。

(経過措置)

3 平成24年度までの補助事業において、既に同一の補助事業に対し、薩摩川内市市民活動促進補助金又は薩摩川内市提案公募型補助金の交付を受けている事業については、当該同一の補助事業を、薩摩川内市市民活動支援補助金の補助対象事業とみなし、補助金の交付回数についても、薩摩川内市市民活動支援補助金に引き継ぐものとする。

附則（平成28年 月 日改正）

この要領は、平成28年2月17日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。

別表第1（第5条関係）

番号	市民活動の種類
1	保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2	生涯学習の推進を図る活動
3	まちづくりの推進を図る活動
4	観光の振興を図る活動
5	農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
6	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
7	環境の保全を図る活動
8	災害救援活動
9	地域安全活動
10	人権の擁護又は平和の推進を図る活動
11	国際協力の活動
12	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
13	子どもの健全育成を図る活動
14	情報化社会の発展を図る活動
15	科学技術の振興を図る活動
16	経済活動の活性化を図る活動
17	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
18	消費者の保護を図る活動
19	NPO法人に対する中間支援活動
20	前各号に掲げる活動に準ずる活動を目的として鹿児島県の条例で定める活動

別表第2（第6条関係）

区分	補助対象経費の種類
賃金・人件費	補助対象事業に直接従事する者的人件費等（補助対象経費の10分の3以内とし、ステップアップコースの補助金では対象外とする。）
報償費	外部の講師への謝礼、調査・研究等に係る報償費等
旅費	講師等の移動、現地調査等に係る運賃、宿泊費
需用費	文具等の消耗品費、燃料代、パンフレット・チラシ等の印刷製本費等
役務費	切手等の通信運搬費、手数料、保険料等
委託料	専門的知識・技術等を要する業務を外部に委託する費用
使用料・賃借料	会場の使用料、車両・器具等の賃借料等
原材料費	材木、土砂等の原材料費
備品購入費	補助事業実施に必要不可欠と認められる備品の購入費（ <u>補助対象経費の2分の1以内とし、ステップアップコースの補助金では対象外とする。</u> ）
その他の経費	その他市長が認める経費

補助金交付先一覧

平成28年度

【単位：円】

団体名	収入			計	支出			主な運営・事業内容
	市補助金	自己資金	その他		事業費	人件費	その他	
1 おもてなし研究会「かのこ百合」	200,000	45,500	59,500	305,000	301,067			301,067 地域コミュニティの活性化事業
2 団地はるるクラブ	200,000	209,254		409,254				409,254 団地はるる活動事業
3 川内みなど＆観あおぞら市実行委員会	200,000	65,865	368,151	634,016	405,882			228,134 川内みなど＆観あおぞら市事業
4 六月灯実行委員会	107,000		46,644	153,644	153,644			153,644 六月灯で街がこし事業
5 いのちを育む会「アモーレ」	200,000	118,006		318,006	286,006	32,000		318,006 おひな祭り・春祭り等の行事等の開催と地元の貢献と地元の発展による事業
6 盛り上げ隊in柳山	200,000	160,000		360,000	361,027			35,000 396,027 風を見に行こう！ オークリングin柳山事業
7 水弓探検隊in月屋山	200,000	61,488	9,600	271,088	264,088			7,000 271,088 水弓探検隊in月屋山事業
8 湯田口兵六踊り奉子祭り実行委員会	200,000	110,536		310,536	226,336	85,000		311,336 伝六踊りを題した奉子祭りを実現する事業
9 てくてくプロジェクト	200,000		109,000	309,000	287,442			21,558 309,000 プロジェクトを題したワークショップ等の開催による事業
10 薩摩川内市ダイバーシティ研究会	200,000	148,964		348,964	348,964			348,964 男女共同参画社会づくりを進める事業
11 おもちゃ病院せんがだし	56,000	25,788		81,788	81,788			81,788 おもちゃ病院せんがだし事業
12 さつませんだい和さんぽプロジェクト	200,000		90,260	290,260	221,735	68,525		290,260 市物で町おこし「和さんぽプロジェクト」事業
13 薩摩川内こころの川柳大会実行委員会	200,000	50,000	38,996	288,996	288,996			288,996 薩摩川内こころの川柳大会事業
14 SENDAIマルシェ実行委員会	200,000	200	50,000	250,200	250,200			250,200 SENDAIマルシェ事業
15 観島こつたん部	403,000	289,805	115,000	807,805	807,805			807,805 広げようごったんの輪 観島・音楽祭事業
16 里オリーブ文庫	273,000	32,502	152,100	457,602	457,602			457,602 里オリーブ文庫事業
17 地域未来ネット・せんだい	152,000	50,221	103,000	305,221	305,221			305,221 舞台芸術ではなく心ゆたかなコミュニケーション事業
18 臨海クラブ	511,000		400,491	911,491	911,491			911,491 運活クラブ・海水浴場活性化事業
合計	3,902,000	1,368,129	1,542,742	6,812,871	6,368,548	185,525	0	291,692 6,845,765